

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和 8 年 7 月 28 日
熊 本 県
熊 本 地 方 気 象 台

令和 8 年 7 月 28 日 16 時 27 分頃の熊本県熊本地方の地震に伴う 土砂災害に関する警報等の発表基準の暫定的な運用について

令和 8 年 7 月 28 日 16 時 27 分頃の熊本県熊本地方の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった熊本県の市町村について、土砂災害に関する警報等の発表基準を引き下げて運用します。

令和 8 年 7 月 28 日 16 時 27 分頃の熊本県熊本地方の地震により、熊本県では、最大震度 7 を観測しました。

地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、通常よりも警戒を高めるため、当分の間、レベル 4 土砂災害危険警報、レベル 3 土砂災害警報^{※1} 及びレベル 2 土砂災害注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町村

宇城市、氷川町、熊本市、八代市西部、宇土市、美里町、益城町、上天草市、合志市、大津町、西原村、御船町、芦北町、嘉島町[※]、甲佐町[※]

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村

八代市東部、水俣市、山鹿市、菊池市、天草市、菊陽町、津奈木町

※これらの町については、推計震度分布に基づき、暫定基準を設けます。

参考

令和 7 年 11 月 25 日より引き続き通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村
産山村

なお、熊本県が提供する土砂災害危険度情報^{※2} や気象庁が提供する土砂キキクル^{※3} についても今回の暫定基準が反映されたものとなりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※1 レベル 4 土砂災害危険警報と同じ基準値を用いています。

※2 熊本県統合型防災情報システム（土砂災害危険度情報）（熊本県 HP）

<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/>

※3 土砂キキクル（気象庁 HP）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/>

本件に関する問い合わせ先

熊本県 土木部河川港湾局砂防課 担当 倉田（電話 096-333-2553）

熊本地方気象台 担当 作田（電話 096-324-3283）